

意匠法の問題圏 第31回

——意匠の創作非容易性②

京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

意匠の創作非容易性 目次

- I. 創作非容易性要件の意義
 - 1. 創作保護
 - 2. 創作利用
 - 3. 創作奨励
- II. 判断対象(本件意匠)
 - 1. 全体としての美感
 - 2. 意匠の具体的認定
- III. 対比対象(引用例)
 - 1. 分野共通性
 - 2. 構成要素のまとめ
- IV. 判断主体
 - 1. 当業者
 - 2. 主体的基準の複合構造
- V. 創作非容易性判断の手法
 - 1. 『意匠審査基準』の判断手法の概要
 - 2. 判断基準①着想の新しさや独創性
 - 3. 判断基準②ありふれた手法(以上前号)
 - 4. 判断基準③ほとんどそのまま(以降本号)
 - 5. 複数ステップの論理構成の否定
- VI. まとめ

V. 創作非容易性判断の手法

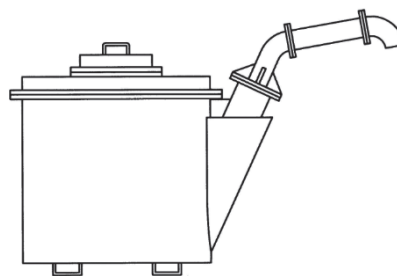
4. 判断基準③ほとんどそのまま

1) 「直ちに」本件意匠に至る

『意匠審査基準』(以下、『基準』という。)の令和2年3月改訂前においては、創作容易【事例】のほとんどは、同一の形状等をありふれた手法で構成したものであったが、一部に「ほとんどそのまま物品に表したにすぎない意匠」(23.5.5)や「やむなく行われる…誰でも加えるであろう程度にすぎない変形」

(23.5.6)が記載されていた。改訂は、この点を明確にし、「ほとんどそのままあらわされている場合」が原則であり「軽微な改変」はこれに準ずるものとした。改訂『基準』は軽微な改変の例として、「(a)角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取り、(b)模様等の単純な削除、(c)色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色、(d)素材の単純な変更によって生じる形状等の変更」を挙げている*1。この例を勘案すれば、軽微な改変とは、改変後の形状等が改変前と実質的に同一の形状等(実質同一の美感を起こさせるもの)であるような改変と理解される。

●図1 意匠登録第1137667号「取鍋」



裁判例をみると(以下、下線は筆者記入)、知財高判平成22・7・20〔取鍋2審〕平成19(ネ)10032〔図1〕は、一般論で、「意匠の構成要素を他の意匠に単に置き換えるか、複数の意匠をそのまま組み合わせることにより、当該意匠と同一又はほぼ同一の形状の意匠を容易に創作できる場合には、意匠の創作容易性が肯定される」と述べる。知財高判令和元・7・3〔検査用照明器具Ⅱ〕平成30(行ケ)10181〔図2〕は、「引用意匠1に引用意匠2…を